

令和 6 年安曇野市議会 12 月定例会 追加提案説明書

— 目次 —

報告第 28 号	1
報告第 29 号	2
議案第 113 号	3
議案第 114 号	4
議案第 115 号	5
議案第 116 号	6
議案第 117 号	7
議案第 118 号	8
議案第 119 号	9

報告第 28 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について（公用車事故に関すること）

別紙をお願いいたします。

松本市大手 4 丁目 7 番 2 号における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 12 月 2 日付けで専決処分したものです。

1 和解の相手方

市外在住者です。

2 事故の概要

令和 6 年 5 月 10 日、松本市上土商店街上土通り駐車場内において、公用車を駐車する際に車幅を見誤り、相手方の車両のバンパーに接触し破損させた物損事故です。

3 和解の内容

本件事故の原因は、安曇野市職員の運転操作の誤りであるため、安曇野市の過失を 100%とし、安曇野市は上記 1 の相手方に対し、損害賠償金として 115,064 円を支払うものとします。

なお、本事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しましたので、報告するものです。

説明は、以上です。

報告第 29 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について（道路事故に関すること）

別紙をお願いいたします。

安曇野市穂高柏原 4468 番 1 先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 11 月 26 日付けで専決処分したものです。

1 和解の相手方

市内在住者です。

2 事故の概要

令和 6 年 9 月 24 日、損害賠償請求者が運転する軽自動車が市道穂高 4200 号線を西に向かい、自宅先の認定外道路（赤線）へ右折した際に、横断側溝のグレーチングが車両下部に跳ね上がった事でガソリントankを損傷したものです。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 91,000 円を賠償するものとして、令和 6 年 11 月 26 日に示談が成立いたしました。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

説明は、以上です。

議案第 113 号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、令和 6 年 8 月の人事院勧告に基づき、常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合を 0.05 月分引き上げるものです。

第 1 条は、令和 6 年 12 月に支給する常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合を 0.05 月分引き上げ、年間支給割合を 3.45 月分に改正するものです。

第 2 条は、令和 7 年度以降に支給する常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の年間支給割合を、6 月期と 12 月期の支給割合をともに 1.725 月分に改正するものです。

この改正により、令和 6 年度、令和 7 年度以降の期末手当の年間支給割合は、いずれも 3.45 月分となります。

附則ですが、第 1 条に掲げる令和 6 年 12 月の期末手当の支給割合については公布の日から施行し、第 2 条に掲げる令和 7 年度以降の期末手当の支給割合については令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 114 号

安曇野市一般職の職員の給与に関する条例及び安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、令和 6 年 8 月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給料月額、期末・勤勉手当の支給割合、寒冷地手当の額及び特定任期付職員の給料月額を引き上げる改正を行うものです。

第 1 条は、12 月に支給する期末・勤勉手当の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員は 0.1 月分、定年前再任用短時間勤務職員は 0.05 月分引き上げるものです。

また、給料表の改定ですが、平均改定率は全体で 3.0%、初任給は大卒 23,800 円、高卒で 21,400 円を上げ、特に若年層に重点を置いて給料表を改定するほか、民間の同種手当の支給額を踏まえ、寒冷地手当を月額 11.3%引き上げるものです。

第 2 条は、特定任期付職員の給料表の 1 号俸を 380,000 円から 392,000 円に、2 号俸を 427,000 円から 440,000 円に、3 号俸を 477,000 円から 492,000 円に引き上げる改定を行うものです。

附則ですが、本改正は、公布の日から施行します。

また、第 1 条に規定する給与改定及び第 2 条に規定する特定任期付職員の給料表の改定については令和 6 年 4 月 1 日から適用します。

説明は、以上です。

議案第 115 号

安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、令和 6 年 8 月の人事院勧告に基づく、安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の改正にならい、会計年度任用職員の給料表を改定するものです。

附則ですが、本改正は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 116 号

令和 6 年度（債務負担行為）三郷堆肥センター解体工事請負契約について

令和 6 年 12 月 3 日一般競争入札に付した令和 6 年度（債務負担行為）三郷堆肥センター解体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度（債務負担行為）三郷堆肥センター解体工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 4 2 4, 6 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 長野県安曇野市豊科 5861 番地 2
猿田建設 株式会社
代表取締役 猿田 真由美 |

説明は、以上です。

議案第 117 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市豊科農産物加工交流センター）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市豊科農産物加工交流センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科4690番地2
安曇野市豊科農産物加工交流センター管理運営委員会
会長 松尾 園子
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了しますが、施設を今後も管理運営していくため、非公募により引き続き 安曇野市豊科農産物加工交流センター管理運営委員会 を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 118 号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（安曇野市有明荘）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市有明荘
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市穂高有明 1326 番地
株式会社 燕山荘
代表取締役 赤沼 健至
- 3 指定期間の変更
「平成 28 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」を
「平成 28 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」に変更する

当該施設については、民間譲渡する方針に基づき、林野庁に手続き等を確認する中で譲渡先事業者の選定方法について再検討する必要が生じたため、指定管理者の指定の期間を変更・延長するものです。

説明は、以上です。

議案第 119 号

損害賠償の額を定めることについて（公用車事故に関すること）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

記

1 損害賠償の相手方
市内在住者です。

2 事故の概要
令和 5 年 10 月 30 日、安曇野市豊科高家 1045 番地 9 において、公用車を駐車場所から発進させる際に、アクセルペダルをブレーキペダルと思い込み強く踏み続けてしまい、アパートの駐車場に駐車してあった車両に衝突した。衝突された車両がアパート外壁にぶつかり、外壁が損傷した物損事故です。

3 損害賠償の額
本件事故の原因は、公用車運転者の運転操作の誤りであるため、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は本件事故の損害の解決金として、相手方に対し 510,840 円を賠償するものとします。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しました。

説明は、以上です。